

## 令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会 議事録

■日時 令和3年12月21日（火）午前11時00分～午前11時17分

■場所 WEBによるオンライン会議

### ■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、宮越第二部会長、池邊委員、池本委員、日下委員、小林委員、高橋委員、堤委員、平林委員、廣江委員、水本委員、宗方委員、森川委員、保高委員、渡邊委員

### ■議事内容

#### 1 答 申

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、騒音・振動の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

#### 2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

別紙

## 受 理 報 告 (12 月)

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 事 後 調 査 報 告 書	西秋川衛生組合第2御前石最終処分場 建設事業（工事の施行中その7）	令和3年10月27日
2 変 更 届	大手町一丁目2地区開発事業	令和3年11月1日

令和3年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会  
速 記 録

令和3年12月21日(火)

Webによるオンライン会議

(午前 11 時 00 分開会)

○宮田アセスメント担当課長 おはようございます。本日も御出席いただき、ありがとうございます。

本日の委員の出席状況について事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 16 名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

これより令和 3 年度第 10 回総会の開催をお願いいたします。本日は傍聴の申出がございます。会長、よろしく申し上げます。

○柳会長 分かりました。

会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられます。なお、本会議の傍聴は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、Web 上での傍聴のみとなっております。

それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 ただいまから令和 3 年度東京都環境影響評価審議会第 10 回総会を開催します。

本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。

この案件は第一部会で審議していただきましたので、その結果について齋藤第一部会長から報告を受けることとします。よろしく申し上げます。

○齋藤第一部会長 それでは、齋藤から報告をさせていただきます。資料 1 を御覧ください。はじめに、部会で取りまとめました答申案文について事務局から朗読をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長

令和 3 年 12 月 21 日

東京都環境影響評価審議会

会 長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 齋 藤 利 晃

「日本電子昭島製作所建物更新計画」に係る環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

## 第1 審議経過

本審議会では、令和3年10月22日に「日本電子昭島製作所建物更新計画」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長の意見を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表には、部会の審議事項をまとめております。

## 第2 審議結果

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長の意見を勘案するとともに、次に指摘する事項について留意すること。

### 【騒音・振動】

計画地周辺には住宅が多数立地し、福祉施設、医療施設など環境に配慮を要する施設も近傍に存在することから、低周波音の発生要因となる機器を屋外に設置する場合は、必要に応じ予測・評価を行うこと。

## 第3 その他

調査等の手法について、事業計画の具体化に伴い変更等が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

説明は以上となります。

○齋藤第一部長 ありがとうございます。

それでは、審議の経過について報告します。

本調査報告書は、令和3年10月22日に当審議会に諮問され、第一部に付託されました。本事業は昭島市武蔵野に位置する日本電子昭島製作所の既存工場分の一部建替を行うもので、主な計画建築物として工場棟2棟、倉庫、展示場などを兼ねた工場棟1棟を建設する

計画で、最高高さは45mを計画しております。

対象事業の種類は工場の設置でございます。

次に、答申案の内容について説明します。「騒音・振動」の意見ですが、調査計画書では、主な騒音の発生源である機器は室内設置を基本とし、やむを得ず屋外に設置する場合は敷地境界から離れた場所に設置するなど、周辺への影響の低減を図る計画であること。また、事業者自らが精密機器を製造することから、著しく低周波音を発生させる設備を設置しないため、低周波音については予測事項としないとしております。しかしながら、計画地の南側及び東側には住宅や医療施設、福祉施設などが近接して立地しており、必要に応じて低周波音を予測、評価事項に加えることを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何か御意見等がございますでしょうか。発言される際には最初にお名前をお願いします。

特段の御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。答申書を読み上げてください。

○宮田アセスメント担当課長 事務局から読み上げます。

3 東環審第53号

令和3年12月21日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「日本電子昭島製作所建物更新計画」環境影響評価調査計画書について答申

令和3年10月22日付3環総政第463号、諮問第530号で諮問があったことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については先ほど朗読した案文と同じものです。

説明は以上となります。

○柳会長 ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することといたします。

○柳会長 次に受理関係について、事務局から報告をお願いします。

○宮田アセスメント担当課長 受理関係について御報告申し上げます。お手元の資料2を御覧ください。12月の受理報告は事後調査報告書1件、変更届1件、受理しております。

助言事項関係について説明します。7ページを御覧ください。

11月分受理報告に係る助言事項になります。11月分受理報告に係る助言事項についての事業者の回答となります。

最初に、事後調査報告書。菱光石灰工業株式会社については、騒音・振動について2件の助言事項がありました。

1点目ですが、交通騒音が2地点で環境基準を超過しています。トラック走行量の分散化を図るなど、騒音抑制に努めてくださいという助言でございました。これについての事業者の回答ですが、ダンプトラックについては、騒音対策を、八王子砕石協会として今後とも引き続き強化し実施します。さらに、当社ではトラック走行量の分散化の対策として、前日に積み置きをすることで、朝に買付が集中しないようにしていますとのことです。

「騒音・振動」の2つ目ですが、道路交通騒音・振動において、昼夜とも幾つかの地点で環境基準を超過している。本事後調査報告書で「本事業に依る環境への影響が小さい」と述べているが、その明確な根拠を示していただきたいという助言事項でした。

これについての事業者の回答ですが、当社からの出荷ダンプトラックの台数794台については、評価書の予測で想定した台数818台と概ね同程度であり、予測条件に大きな変化がなかったことから、「本事業による環境への影響は小さかったと考える」と判断しましたという回答でした。

続いて、2つ目の「(仮称)赤坂二丁目プロジェクト」については、「騒音・振動」について1件、助言事項がございました。建設工事騒音に対する苦情があった場合、その内容と具体的な対処を記載するべきであると。

これについての事業者の回答は、苦情の内容について細かく回答をいただきました。内容については記載のとおりです。今後の事後調査報告書については、苦情があった場合、苦情の内容と具体的な対処について記載するようにしますという回答でした。

次の助言事項ですが、「都営東京街道団地建替事業」について2件の助言事項がありまし

た。助言事項ですが、工事用車両の走行騒音が環境基準を超過しています。騒音抑制に努めてくださいという趣旨の助言事項が2つありました。

これについての事業者の回答ですが、本事業では、工事工程の調整による工事用車両の集中防止、制限速度の遵守、急発進・急加速の禁止等の徹底により、工事用車両の走行による騒音の影響を最小限に留めるように努めますという回答でした。

次に、最後ですが、「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」の事業についての助言事項として「騒音・振動」で1件ありました。工事用車両の走行騒音が一部で環境基準を超過しています。騒音抑制に努めてくださいという助言でした。

これについて事業者の回答ですが、今後も、評価書に記載した環境保全のための措置を徹底してまいりますということで、資料に記載してございます。

また、その他、工事の進捗に伴う工事用車両ゲート位置を考慮の上、可能な限り工事用車両走行量の分散化を図るなど、騒音抑制に努めてまいりますという回答でした。

11月の助言に対する事業者の回答は以上となります。

12月の受理報告に対しての委員からの助言事項の提案はありませんでした。

説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいま、11月の受理報告に係る助言事項に対する事業者回答がありましたが、何か御質問等ございますでしょうか。齋藤第一部長、どうぞ。

○齋藤第一部長 今月の受理報告に関連することで1点申し上げたいことがございます。西秋川衛生組合の件なのですが、事後調査報告書を拝見して、助言は特に必要ないかなと思っ  
てはいるのですが、遮水工等の施設の設置状況より、モニタリング専用管による漏水検知の状況という報告の中で、漏水検知システムで異常が検出されたことがあったということ、それから下流側の観測井で、電気伝導度及び塩化物イオンの濃度がやや高い傾向が続いているという御報告が  
ございます。それに対しまして事業者の方は、詳細に漏水の確認をしていただいで、漏水の事象は起きていないことを確認していただいたということ。安全のために止水剤の注入などにより補修をしていただいたということで、大きな問題はなく、適切に管理をしていただいでいるということではあるとは思いますが、実際に電気伝導度と塩化物イオン濃度がやや高い状況を示しているということから、今後も適切な管理をお願いしたいと思いますし、事務局の方、東京都の方にはぜひ注意をしていただいで御指導を継続してやっていただきたいと考えてございます。

○柳会長 ありがとうございます。

11月の受理報告はよろしいですね。

今、第一部会長から12月の受理報告のことについての御発言がありました。ほかの委員の方々、12月の受理報告について何か御意見はございますでしょうか。

それでは、齋藤第一部会長からの御意見については、事務局から事業者に伝えていただくことにしたいと思います。

受理関係についてはこれで終わることにしますが、よろしいでしょうか。

そのほか、何かございますか。——特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退出ボタンを押して退出してください。

(傍聴人退出)

(午前11時17分閉会)